

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成19年3月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
（仮称）マックスバリュ駒井沢店  
草津市駒井沢町72-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
滋賀不動産株式会社 長浜市八幡中山町535番地の6  
代表取締役 伊藤光男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
マックスバリュ中部株式会社 三重県松阪市大口町185番地の1  
代表取締役 中西進  
株式会社サンミュージック 長浜市港町2番32号  
代表取締役 山内芳雄  
ほか未定小売業者あり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年9月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,510平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 446台
- 7 駐輪場の収容台数 87台
- 8 荷さばき施設の面積 162平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 47.4立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
  - (1)マックスバリュ中部株式会社  
24時間
  - (2)株式会社サンミュージックおよび未定小売業者（C棟）  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午前0時
  - (3)未定小売業者（A棟-2）  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 6箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成19年2月20日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21  
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75  
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号  
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号  
守山市環境経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 平成19年3月9日から平成19年7月9日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成19年7月9日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1